

資料 6

令和 6 年 11 月 22 日
高齢施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者について、下記のとおり指定する。

記

1 参考（法人変更に伴う指定について）

(1) 地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
リ：エイト 東京都練馬区関町北二丁目 13 番 10 号 岩倉ビル 1 階	株式会社 サネクション	令和 6 年 11 月 1 日	10 人	法人変更

(2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	利用定員	備考
花物語ねりま北 東京都練馬区北町三丁目 3 番 24 号	株式会社 日本アメニティ ライフ協会	令和 6 年 12 月 1 日	18 人	法人変更
花物語ねりま北新館 東京都練馬区北町三丁目 7 番 1 号	株式会社 日本アメニティ ライフ協会	令和 6 年 12 月 1 日	27 人	